

第20回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成31年1月25日、午後2時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第20回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 森山好昭、次長 川田和之、主幹 足立 純、主任 若井武敏

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員であります。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第3号について</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第20回足利市農業委員会を開会いたします。</p> <p>【午後1時58分 開会】</p>
議長	<p>報告事項について、次長より報告いたします。</p>
次長	<p>【事業概要報告】</p>
議長	<p>次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。</p>

【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
5番 森山進平委員、12番 桐生さとみ委員を指名いたします。
ご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。
続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。
農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。
まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が4件、筆数が8筆、面積が942㎡となっております。
続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が19件、筆数が28筆、面積が1,222㎡となっております。
合計いたしまして件数が23件、筆数が36筆、面積が2,164㎡となっております。
また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページから3ページに、第5条の届出が4ページから10ページに記載されております。
以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。
【質問なし】

議長 無いようですが、わたくしから事務局に、7ページの渡し人の人数が多いようですが、この経過説明等ありましたらお願いいたします。

主幹 12番の案件でございますが、渡人の持ち分設定がありまして、全部で21人で持ち分設定がされておりました。これをすべて集めて、8ページの受人のほうに全て移転するというものでありました。通常、届出書の別紙のほうにそれぞれ所有者の住所、氏名等を記載いただくわけですが、今回は様々な場所で、なかなか割り印が押せないということで、今回は委任状に押印していただいて、それを別紙として受け付けたという経緯がございます。
以上です。

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。
続いて日程第3に入ります。
議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と

いたします。

主幹

事務局の説明を求めます。

議案書の11ページをお開き下さい。

議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は上渋垂町地内の田、面積766㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル200枚を340㎡に設置する予定です。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため、太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2とありますが4-2-2の誤りですので訂正をお願いします。他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。1番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。23ページに位置図と公図、24ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

11ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は小曾根町地内の畑、現況 宅地、面積525㎡です。

施設の概要は、農業用倉庫2棟です。

申請理由は、今般隣接地に申請者が代表を務める農地所有適格法人が農業用倉庫を建築するにあたり従前より農業用倉庫として利用してきたものを是正したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用除外、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅とありますが農業用倉庫の誤りですので訂正をお願いします。

続きまして、議案書の25ページをご覧ください。2番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

なお、本案件は先月保留となっておりました案件でございますが、4条の農業倉庫につきましては、法人化する前から申請人が個人として、使用に供してきたということで、今回は4条許可申請ということで受け付けさせていただいておりますので、ご了承いただければと思います。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議案書の12ページをお開き下さい。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は西場町地内の田、面積1,507㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、再生可能エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の27ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が28ページから33ページに載せてありますのでご覧いただきたいと思えます。

議案書の12ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は西場町地内の田、面積1,134㎡ほか4筆、計1,460㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル360枚を601.20㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の34ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が35ページから42ページに載せてありますのでご覧いただきたいと思えます。

議案書の12ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は小曾根町地内の畑、面積1,041㎡です。

施設の概要は、農業用倉庫1棟です。

申請理由は、現在市内で農地所有適格法人を立ち上げ農業を営んでいるが、代表個人が所有する倉庫では手狭なため、申請地を借り受け農業用倉庫を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用除外、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 農業用倉庫です。

続きまして、議案書の43ページをご覧ください。

3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が44ページから49ページに載せてありますのでご覧いただきたいと思います。

なお、本案件は先月4条許可申請案件として上程いたしまして、保留となっておりますが、本日、5条許可申請ということで、改めて受付をして上程させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

議案書の13ページをお開きください。

続きまして4番、申請地は月谷町地内の田、面積425㎡ほか1筆、計1,020㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル270枚を450.90㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の50ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、位置図と公図が51ページに、土地利用計画図が52ページに参考までに載せてありますのでご覧いただきたいと思います。

議案書の13ページにお戻りください。

続きまして5番、申請地は月谷町地内の田、面積553㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル210枚を350.70㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の53ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、54ページに位置図と公図、55ページに土地利用計画図が参考までに載せてありますのでご覧ください。

議案書の13ページにお戻りください。

続きまして6番、申請地は名草上町地内の田、面積869㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル256枚を427.52㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の56ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、57ページに位置図と公図、58ページに土地利用計画図が参考までに載せてありますのでご覧いただきたいと思います。

議案書の13ページにお戻りください。

続きまして7番、申請地は西場町地内の田、面積396㎡ほか1筆、計673㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル240枚を400.80㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の59ページをご覧ください。

7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、60ページに位置図と公図、61ページに土地利用計画図が参考までに載せてありますのでご覧いただきたいと思います。

14ページをお開きください。

続きまして8番、申請地は西場町地内の田、面積842㎡ほか1筆、計1,092㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル360枚を601.20㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の62ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、63ページに位置図と公図、64ページに土地利用計画図が載せてありますのでご覧ください。

14ページにお戻りください。

続きまして9番、申請地は西場町地内の田、面積1,333㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりでございます。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の65ページをご覧下さい。9番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。66ページに位置図と公図、67ページに土地利用計画図が参考までに載せてあります。

議案書の14ページにお戻りください。

続きまして10番、申請地は西場町地内の畑、現況 田、面積489㎡ほか2筆、計905㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル240枚を400.80㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の68ページをご覧ください。10番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。69ページに位置図と公図、70ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

議案書の14ページにお戻りください。

続きまして11番、申請地は小俣町地内の田、面積192㎡ほか1筆、計896㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル200枚を328㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりです。契約内容は賃貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の71ページをご覧ください。11番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。72ページに位置図と公図、73ページに土地利用計画図が参考までに載せてあります。

議案書の15ページをお開きください。

続きまして12番、申請地は県町地内の畑、面積56㎡ほか1筆、計534㎡です。

施設の概要は、一般住宅で延べ床面積152.36㎡、1棟を建築するものです。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を借り受け住宅を建築したいで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅で、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

ちなみに貸渡人と借受人は親子になります。

続きまして、議案書の74ページをご覧ください。12番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

すみません、議案の訂正がございました。先ほど農地区分第2種農地と申し上げましたが、第1種農地の誤りですので、訂正をお願いいたします。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

10番 亀田委員。

10番

10番 亀田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の27ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日は平成31年1月16日、水曜日、午前8時30分から、調査班は遠藤委員を班長といたしまして河内委員、仙田委員、長谷川職務代理と私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

第5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力114.00キロワットの発電設備を設置しようとして計画し、申請地に発電パネル枚数400枚が設置できる、1,507㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも足利市内において設置できる条件の土地を数ヶ所検討し、高い建物が少なく日照を十分に得ることができ、既存の電柱も近くに有り面積的にも条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地は東側が水路と官地、西側は、地目は公道ですが現況は公道と水路、南側は水路、北側は田と水路となっています。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで砂利を敷き、メンテナンス時の車両は周辺住民の迷惑とならないよう申請地敷地内に駐車する事と、周囲は安全対策としてフェンスの設置を予定していますが、農耕機の往来に支障の無いよう境界より0.5m内側に設置します。

また、申請地は元々雨はけがあまり良くない為、豪雨時の対策として大型の浸透層を設置し敷地内で処理します。発電パネル設置後の除草対策については、年3回除草を行うとの事で周辺農地等への影響はないものと思われま

す。事業費は、土地購入費を含め全て自己資金で賄われることも確認いたしました。

なお、申請地の周囲には市が管理する水路がありますが、この部分の保全についても市の担当課と地元の水利組合ともお互いに連絡を密にし、清掃等をする事も確認、指導いたしました。

結論として、申請地は、西場町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしているこ

とから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。
以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。
続いて、2番を上程いたします。
本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。
7番 河内委員。

7番 7番 河内です。
実情調査の結果を報告いたします。
資料の34ページをご覧ください。
今回は5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。
調査年月日、調査班は、1番の案件と同様であります。
調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。
5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。
本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。
転用面積については、発電出力102.60キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数360枚が設置できる、1,460㎡の面積が必要とのことでした。
土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも足利市内において設置できる条件の土地を数ヶ所検討し、高い建物が少なく日照を十分に得ることができ、既存の電柱も近くに有り面積的にも条件を満たしている適地が申請地とのことでした。
申請地は東側が地目は田と公道ですが現況は公道と水路、西側は田、南側は水路、北側は地目が田と畑ですが現況は水路となっています。
発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで砂利を敷き、メンテナンス時の車両は周辺住民の迷惑とならないよう申請地敷地内に駐車する事と、周囲は安全対策としてフェンスの設置を予定していますが、農耕機の往来に支障の無いよう境界より0.5m内側に設置します。
また、申請地は元々水はけがあまり良くない為、豪雨時の対策として大型の浸透層を設置し敷地内で処理します。発電パネル設置後の除草対策については、年3回除草を行うとの事で周辺農地等への影響はないものと思われま
事業費は、土地購入費を含め全て自己資金で賄われることも確認いたしました。

なお、申請地の周囲には市が管理する水路がありますが、この部分の保全についても市の担当課と地元の水利組合ともお互いに連絡を密にし、清掃等をする事も確認、指導いたしました。

結論として、申請地は、西場町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

本島委員。

15番

15番 本島です。

地目のところですが、田と畑になっていますが、現況はどうなっているのでしょうか。わからないくらい平らになっているのでしょうか。

9番

はい。調査班でしたので。

議長

9番 長谷川委員。

9番

現地は、耕作放棄地でした。段々畑のような田です。くろがなくなって田の跡がないという状況です。

議長

ほかにございますか。それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号 2番はそのように決定いたしました。

続いて、3番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 仙田委員。

11番

11番 仙田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の43ページをご覧ください。

今回は5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請者である法人が市内において米麦のほか、ネギの生産を中心に農業経営の規模拡大を図るため、農業用倉庫を建築したいというものです。

必要性については、現在、代表個人が所有する既存の農業用倉庫を作業場として利用し、そのほか選別機や農業用機械により手狭となったため、新たに生産物の適切な保管や在庫管理の充実と軽トラック等の収納をするため農業用倉庫を建築したいとの事でした。

また、土地の選定理由については、利便性の良い事を条件に数ヶ所の土地を検討した結果、本申請地が自宅と既存の農業用倉庫と隣接しており適していたとのことでした。転用に係る費用は全額自己資金で賄うことを確認いたしました。

申請地は東側が宅地、西側の地目は畑ですが、現況は既に農業用倉庫を有している事から今回4条許可申請を受付しています。南側は公道、北側は水路となっています。

結論として、申請地は、小曾根町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 3番はそのように決定いたしました。

続いて、4番から12番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 4番から12番はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の16ページをお開き下さい。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成31年1月31日公告分であります。

議案書の17ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が、12件で面積41,569㎡です。

続きまして所有権移転が1件で1,277㎡です。

はじめに貸借権設定についてですが、詳細が18ページから20ページに記載されておりますのでご覧ください。

なお、3番の借賃が空欄となっておりますが、10aあたり玄米18.65kgとなっておりますので、追記願います。

続きまして所有権移転ですが、21ページをお開きください。

1番、売買を行う土地は、羽刈町地内の田、面積は1,277㎡です。売買価格は総額で100万円です。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも1月31日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番及び2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、9番 長谷川委員の退席を求めます。

【午後2時48分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第3号 貸借権設定の1番及び2番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、長谷川委員の出席を求めます。

【午後2時49分 出席】

議長

続いて、3番から12番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、貸借権設定の3番から12番はそのように決定いたしました。

続いて、所有移転を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、9番 長谷川委員の退席を求めます。

【午後2時50分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第3号 所有権移転はそのように決定いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、長谷川委員の出席を求めます。

【午後2時51分 出席】

議長

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第20回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午後2時51分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年2月25日

足利市農業委員会

5番委員

12番委員